

緊急消防援助隊の集結場所として株式会社モビリティランド鈴鹿サーキット敷地及び施設の借用にかかる覚書

この覚書は、鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社モビリティランド鈴鹿サーキット（以下「乙」という。）において、市内で大規模災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊を要請した場合、集結場所として乙の敷地及び施設を借用することについて下記のとおり確認するものとする。

○ 記

（連絡）

- 1 甲は、市内で大規模災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊を要請した場合、乙に速やかに連絡する。

（敷地の利用）

- 2 甲は、乙の所有するアスファルト舗装された駐車場敷地約100,000万平方メートルを緊急消防援助隊の消防車両集結場所として活用し、また、オートキャンプ場約27,000平方メートルを野営場所として活用することができる。【別図参照】

○ （施設の利用）

- 3 甲は、災害時に乙施設の電気設備及び給下水設備が使用可能な状態であることが確認できた場合乙の所有する総合事務所1階を緊急消防援助隊現地指揮本部とし、また、総合事務所1階のトイレ1箇所及び駐車場トイレ2箇所を使用することができる。【別図参照】

（利用の制限）

- 4 甲は、乙の敷地及び施設を緊急消防援助隊集結場所として活用しようとする場合、乙の敷地において8時間耐久オートバイレース等の集客大動員であるイベントが開催されている時を除くものとする。ただし、緊急消防援助隊が応援にかけつけるまでの間に自家用車での鈴鹿サーキット来場者の多くが安全に帰路につき、緊急消防援助隊の駐車が確保できることを甲、乙両者が合意した場合はこの限りではない。

(応援部隊の撤収)

5 甲は、災害状況の推移により緊急消防援助隊指揮支援本部及び調整本部と協議のうえ、応援部隊の現地引き揚げを指示するとともに速やかに乙に報告する。

(借受にかかる費用)

6 この覚書に基づく甲乙間の敷地及び施設の借受については、無償とする。ただし、借受中における敷地及び施設の損傷又は事故については、借受者である甲の責任において対応するものとする。

また、甲が乙の施設を借用した間に発生した電気料金及び水道料金は、使用後甲が乙に支払うものとする。

(覚書の改正について)

7 この覚書を改正するときは、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(覚書の保管)

8 この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

以上

○
平成20年 4月 /日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 川岸 光男

乙 鈴鹿市稻生町7992番地
株式会社 モビリティランド鈴鹿サーキット
総支配人 樽井 良司

(別図)

集結場所における消防車両駐車場及び野営可能場所

鈴鹿モビリティランド鈴鹿サーキット

